

名古屋スポーツコミッショナ活動支援業務委託 仕様書

1 件名

名古屋スポーツコミッショナ活動支援業務委託

2 趣旨

名古屋市において、豊富なトップスポーツチームや大規模大会の開催が可能な施設を有するという強みを、スポーツ振興のみならず、地域課題の解決や交流人口の増加、さらには都市イメージの向上へつなげていく機能を担う官民連携の組織「名古屋スポーツコミッショナ（以下、「コミッショナ」という。）」を設立したところです。

本業務委託は、コミッショナが民間企業等の能力を活用し、令和6年度を目指して自立した団体となるように活動支援業務を委託するものである。

3 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 履行場所

本市が指定する場所

5 業務内容

円滑にコミッショナ運営が行えるように運営補助を行うものとする。

（1）業務執行体制の構築

令和8年度のアジア競技大会を見据え、コミッショナを民間企業等の能力を十分に発揮できるような自立した体制にしていくために、コミッショナ事務局（以下、「事務局」という。）において、事務局長1名、事務職員1名で運営できる体制を構築すること。

（2）事務局職員の雇用

受託者にて、事務職員1名について常駐の職員を配置すること。

雇用形態については、企業派遣等も可とし、雇用開始日については、遅くとも令和4年6月1日までには、勤務開始できるように配置すること。また、優秀な人材が配置されるような方策について比較検討をし、最終的な選定方法、雇用形態・条件等、委託者・受託者協議の上、決定すること。

本契約期間中に、新たに事務局職員（事務局長含む。以下同じ。）を雇用する必要が生じた場合は、各種諸手続きについて、補助業務を行うこと。

事務局長の人事費については、本委託には含めないが、事務職員（別途公募により雇用する者を除く。）の人事費は本委託に含めることとする。

なお、事務局職員は、以下の業務を行うこととする。

- ・事務局の事務統括に関するこ（事務局長）
- ・コミッショナの会員との各種調整に関するこ
- ・コミッショナの総会及び理事会に関するこ
- ・コミッショナの協議資料の作成に関するこ
- ・コミッショナの事業に関するこ
- ・コミッショナの庶務に関するこ
- ・その他コミッショナの運営に関する必要な事項

（3）事務局運営に必要な各種備品等の手配

業務の効率化を目的とし、隨時、業務改善の提案を行う。また、想定されるリスクについても、各業務の課題を抽出し、リスク回避策を提案すること。令和4年4月1日から令和5年3月31日までに要した以下の費用は、受託者において負担するものとする。

また、令和5年4月1日以降も委託者が引き続き使用を希望する場合は、それに向けての調整・各種手続きを行うこととする。

- ・事務局運営に必要な備品費
- ・各種事務用品（名刺・名札等）
- ・各種文房具等消耗品に要する費用

その他、事務局運営に必要な備品等は委託者・受託者協議の上、用意することとする。

なお、賃料、光熱水費、PC、複合機、電話等にかかる費用については、本委託に含めないこととする。

（4）展示会出展補助

令和4年4月から令和5年3月までに開催される大規模展示会（出展者が100団体以上であるスポーツ関連業者が集う展示会）等に首都圏1回、名古屋市内1回の計2回、出展すること。なお、出展にかかる各種手続き及び経費については、受託者において負担するものとする。

（5）スポーツオープンイノベーションの環境構築

本コミッショナが地域のスポーツ産業とその周辺産業の活性化による地域課題の解決を目指し、オープンイノベーションに取り組むにあたり、ビジネスマッチングや共創に繋がるイベントを少なくとも1回（審査は一次審査、二次審査の2回を想定）は行い、イベント後もスポーツチームとスタートアップ企業を結び付ける等の役割を持つコーディネーターを1名選定すること。

なお、コーディネーターは常勤である必要はないが、コーディネーターにかかる各種経費については、受託者において負担するものとする。

- (6) 大規模大会やトレーニングキャンプ実施にかかる各種調整補助
本コミッショナが、大規模大会誘致において、宿泊・飲食の手配が必要になったときに、各種手配を行うこと。また、申請書の作成の補助について行う。
- (7) トップアスリートOB派遣の仕組みの構築
ジュニアアスリートの育成のために、アスリートOBを派遣することで競技力向上等を目指す仕組みの検討及び、試行的な事業を実施する。
- (8) スポーツツーリズムモニターツアーの実施
スポーツツーリズム（武道ツーリズムを除く。）の事業化に向けて、旅行商品造成に精通した観光事業関係者によるモニターツアーを実施する。モニターツアーは、日帰り又は1泊2日、モニター数はそれぞれ概ね6名以上で計3プログラム以上を実施する。

6 その他運営上の要件

- (1) 実施体制
実施体制には統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化できること。
- (2) 事業計画書の作成
契約締結後、年間の実施スケジュール（実施計画書）及び月次活動計画書を作成し、提出すること。また、翌月に前月の月次報告書を提出すること。
- (3) 業務完了報告書の作成
事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。
- (4) 契約後の業務
プロポーザルは、受託者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、本コミッショナと協議を重ねながら実施計画を作成することとし、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

7 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、名古屋スポーツコミッショナ財務規程、契約書及び本仕様書等を遵守し、指揮管理を徹底して、委託者に損害を生じせしめないよう留意すること。
- (2) この仕様書に定めのないことで、本件業務を行う上で本コミッショナが特に必要と認めたことについては、契約金額の範囲内で実施すること。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。

- (4) 受託者は、業務の履行に関して、社会通念上、市民から信用を失墜するような行為を行ってはならない。
- (5) この契約による事務の処理の委託を受けた者は、この契約の事務を処理するにあたり、別添「グリーン配達に関する特記仕様書」、「情報取扱注意項目」、「談合その他の不正行為に係る特約条項」、「妨害又は不当要求に対する届出義務について」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」、「暴力団関係事業者との契約解除に係る特約条項」のほか関係法令を遵守しなければならない。
- (6) 契約書及び本仕様書に明記されていない事項については、受託者は委託者と協議し、その指示に従うこと。また、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合にあっても同様とする。
- (7) 本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合については、直ちに委託者へ連絡・協議するとともに、受託者の責任において解決を図ること。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる名古屋市（以下「市」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

（グリーン配送に使用する車両）

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量3.5t超のガソリン車・LPGガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPGガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量3.5t超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車NOx・PM法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

（エコドライブの実施）

第3 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、エコドライブの実施に努めなければならない。

（調査への協力）

第4 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、市が別途交付する名古屋市グリーン配送適合車両届出済証又はグリーン配送実施計画届出済証を携帯するよう努めなければならない。また、市がグリーン配送に関する必要な調査を実施する場合は、その指示に従うこととする。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 乙は、本件業務に関して知り得た名古屋市（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを受け、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(機密情報の取扱いに関する特則)

第 4 乙は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したもの）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを保有する必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、取得情報を保有する必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(情報の授受)

第9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

(報告等)

第10 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならぬ。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならぬ。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならぬ。

3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならぬ。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

- 第13 乙は、甲が所有する記録媒体の廃棄又は貸借している記録媒体の返却に当たり、本件業務により当該記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法によらなければならない。
- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

第1条 名古屋市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）がこの契約に
関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下
「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁
止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1
項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条
の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは
第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含
む。以下同じ。）とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁
止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたこと
が明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係
る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号。以下「契約規則」
といふ。）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を
解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、
契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における
契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、
次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に
基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6
項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれ
を証明し、そのことを発注者が認めるとき。
- (2) 前条第1項第2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198
条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に
該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは
受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号につ
いては、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注
者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の
支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員で
あった者は、連帶して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場
合は、発注者は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

妨害又は不当要求に対する届出義務について

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

暴力団関係事業者との契約解除に係る特約条項

(発注者の解除権)

第1条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が經營若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が經營若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。